

平成 28 年度・29 年度  
小平市公民館運営審議会

平成 30 年 3 月 20 日

小平市中央公民館  
館長 照井幸枝 様

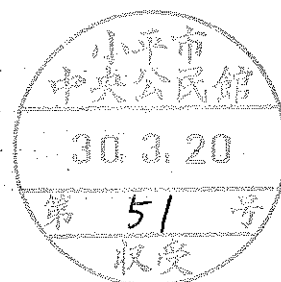
提 言

公民館事業企画委員会設置後の公民館活動の課題

— 公民館運営審議会のさらなる充実した活動を目指して —

小平市の公民館は、平成 26 年 3 月の報告書「公民館の課題と今後の方向性—公民館のあり方検討に関する報告書—」、平成 27 年 3 月の提言「公民館事業企画委員会及び公民館事業企画実行委員会が各館に設置された場合、公民館運営審議会はどのような役割を果たすべきか—公民館の課題を踏まえて—」、平成 28 年 1 月の答申「学習活動を通じて、地域づくりに貢献する公民館の今後の取組について」で提言されたことに基づき、公民館事業の充実に取り組んできました。この間、鈴木・小川公民館を始めとして 9 館の公民館で公民館事業企画委員会（以下「事業企画委員会」という。）が設置されました。

平成 28 年度・29 年度小平市公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）では、上記で提言された内容及びこの 2 年間の公民館活動の実態を踏まえるとともに、市内 11 館で開催される「公民館講座のための意見交換会」・事業企画委員会・公民館まつり他の事業に各委員が参加して市内各公民館の活動状況を把握し、これらを基に公民館活動の方向性について定例会での審議を重ねてきました。その成果を、市民の学習権を保障する教育施設である公民館の重要性に立脚し、次期平成 30 年度・31 年度の公民館活動及び運営審議会の審議の一助とするため、ここに提言としてまとめました。



## はじめに

提言をまとめるにあたっては、運営審議会の「公式の審議は定例会で行う」という基本原則を基に定例会での審議を中心に考え、自主研修会では定例会で審議するための素案作りや定例会で出された各委員からの意見の調整にとどめました。

本「提言」の1～3については、定例会での審議で全委員の意見が一致した内容です。次期運営審議会で新たに検討を要する課題については、4に整理しました。この部分は、市民に分りやすい表現であるか、現状把握に齟齬がないかということ、事務局と委員が共に検討して定例会で確認することにとどめ、全委員の意見が一致した内容とは敢てしませんでした。4については、多面的に小平市立公民館（注1）の課題を考えるための資料とすることを目指したため、各委員から出された意見をそのまま列挙すべきとの考え方に立脚したことによります。

### 小平市公民館運営審議会

会 長	勝谷美紀子	
副会長	棟方貞夫	古家裕美
委 員	田中雅文	坂倉理恵
	松尾貴代	櫻田 誠
	本木喜代二	高橋雅子
	岩川妙子	篠原忠英
	下釜淳一郎	中村眞一

（委員は名簿順）

## 1 定例会（注2）

- (1) 報告時間を短縮することにより、小平市の公民館が抱えている課題等の発議を事務局から受けて解決策を審議する時間を確保する。
  - ①年度末に近い定例会において、当該年度で実施した事業の総括を行う。
  - ②新年度事業については、1月の定例会において「小平市立公民館事業計画(案)」を基に審議する。具体的な事業内容については、次年度の定例会において適宜審議する。
  - ③中央館及び各分館から必要に応じて課題等の発議を受け、定例会で審議する。
- (2) 答申や提言等の協議は定例会で行うことを基本原則とする。
- (3) 運営審議会で議論すべき課題を的確に把握するため、審議会委員は平素から各公民館の事業を実見するとともに、各公民館職員等とも積極的に意見交換し、その意見を定例会に反映させる。

## 2 研修会（注3）

- (1) 平成26・27年度運営審議会が編集し、同28年3月15日小平市中央公民館発行の『小平市公民館運営審議会ハンドブック』記載の「自主公運審」については、名称を「研修」とし、その役割を運営審議会本来の目的の視点から抜本的に見直し、以下の内容とする。
- (2) 研修会における学習会の開催
  - ①答申・提言作成のための主たる協議は定例会で行い、研修会においては委員の運営審議会委員としての知見を高めるため、主に学習会を行う。
  - ②研修会においては、運営審議会のあり方について協議する時間も設定する。
- (3) 学習テーマの設定について
  - ①社会教育で課題になっているタイムリーな内容を中心に選択する。
  - ②年間の学習内容の充実を図るため、年度当初にテーマを決定する。必要に応じて事務局に助言を求める。
- (4) 学習会の公開性
  - ①テーマによっては、市民への一般公開が必要である。
  - ②公開する場合、利用者懇談会、友の会、小平市公民館九館会（以下「九館会」という。）等、市民へ広く呼び掛け、そこで出された意見を定例会の審議に活かす。
  - ③公民館だより等で積極的にPRする。

### 3 事業企画委員会（注4）

#### (1) 事業企画委員会の報告及び検証

- ①事業企画委員会設置後の実態・成果・課題等の報告を求め、定例会で評価と今後の展望を協議する必要がある。
- ②事業企画委員会の設置前と設置後の事業への参加者数や満足度（公民館実施アンケート）を比較し、事業企画委員会の効果を分析する。

#### (2) 事業企画委員会のあり方及び事業企画に対する運営審議会からの意見提出

- ①運営審議会は、事業企画委員会のあり方及び事業企画について必要に応じて意見及び助言をすることができる。

#### (3) より良い公民館活動の企画・実施に向けて

- ①各館の独自性を尊重しつつも、「公民館の役割」とは何かの共通認識を持つ工夫が必要である。
- ②講座受講後の継続的な自主学習活動に向けて、サークル化に結び付く事業が必要である。
- ③各館の事業企画委員会が企画する事業内容に類似する傾向が見られるため、テーマ・実施時期等の調整が必要である。
- ④様々な市民が事業に参加できる工夫が必要である。
- ⑤事業企画委員会の役割、公民館の役割等をテーマにした事業企画委員の研修が必要である。

### 4 次期公民館運営審議会で新たに検討を要する課題

各委員から提案された次期公民館運営審議会での検討事項を下記にあげる。

#### (1) 地域づくり・まちづくりに対する公民館の役割

#### (2) 小平市の関係部署及び市内の学校、市内外の大学・企業・NPO等との連携事業の推進

- ①防災訓練等の具体的な事業を通じた自治会や小・中学校との連携を模索する。

#### (3) 公民館利用の機会が少ない市民層（子ども・若者・障がい者等）への学習権保障とPRの充実

#### (4) 子どもや若者が企画に関わる新しい事業の充実

(5) 必要に応じた分館共同事業の実施

- ①各分館が単独で事業を実施するという前提から脱却し、一部の事業については複数館共同事業の開催を検討する。これは、3(3)③の解決策になることも考えられる。

(6) 市民との協働による公民館だよりの編集・発行

(7) 仲町公民館事業の成果と評価

- ①平成28年度小平市立公民館事業計画で「なかまちテラスの機能を生かした事業」と位置付けられた仲町公民館の事業の成果と評価を検討する。

(8) 運営審議会委員が多様な年代から選出されるための制度の見直し

- ①子育て世代が定例会に出席できるように、委員のための保育制度を検討する。

(9) 災害時における公民館の対応のマニュアル化（日曜日・夜間・保育利用時）と利用者への周知

(10) 公民館職員の重要性

- ①市民から必要とされる公民館として機能するためには、公民館職員は地域と行政を繋ぐコーディネーターとしての資質の向上が不可欠である。  
②市民の学びの場を保障する公民館の機能をより充実させるため、運営審議会は職員の重要性を認識する。

(11) 公民館と地域センター等との役割の違い

- ①市民の学習権を保障する教育委員会所管の施設である公民館と、市長部局所管の地域センター等の役割の違いを明確にするため、運営審議会委員としての学習と議論を深める必要がある。

(12) その他

- ①各分館を知るため、運営審議会定例会の開催場所を中央公民館と限定せず、分館の持ち回りで開催する。  
②公民館（中央館長・分館長出席）と運営審議会の合同で九館会との意見交換会を開催する。

#### 注1 小平市立公民館

公民館は社会教育法に基づき主に市町村の教育委員会が設置する施設。社会教育法第20条では「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めている。

小平市公民館は社会教育法に基づき、小平市立公民館条例及び同条例施行規則により運営されており、平成30年3月20日現在、中央館と10館の分館が設置されている。

#### 注2 定例会

公民館運営審議会は社会教育法第29条2項に基づき、館長の諮問に応じ公民館で行われる各種事業の企画実施について調査審議する。審議会は会長が招集し、小平市では年間7回開催されている。

#### 注3 研修会

定例会が開催されない月に年間3～4回開催され、主に予算措置のある学習会テーマの協議や学習会が行われている。

#### 注4 事業企画委員会

公民館を地域のコミュニティづくりの拠点とするために、地域住民の意向を適切に反映した公民館の講座等を企画する委員会として、小平市の公民館全館に設置している。構成人数は各館で異なるが、公民館利用者、自治会、学校関係者、民生委員児童委員等様々な地域に関わる人たちで構成されている。

※設置根拠：公民館の課題と今後の方向性—公民館のあり方検討に関する報告書—  
(平成26年3月小平市中央公民館)